

標 題 : 新型コロナウイルス感染症対応にかかる防疫等作業手当および特別休暇の取り扱いに関する  
対応について(その3)  
発信番号 : 自治労情報2023第0083号  
発信日付 : 2023年5月8日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

日頃のご健闘に敬意を表します。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付け変更後における取り扱いに関する通知等および自治労における確認項目について(自治労情報2023第0079号(2023年4月28日))で通知している通り、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、現在の「2類」相当から「5類」に変更されました。これに伴い、国においては新型コロナウイルス感染症にかかる特別休暇や新型コロナワクチン接種を受ける場合等の職務専念義務の免除、感染防止にむけた職場における対応等に関する従前の通知等を、2023年5月7日でもって廃止する旨の通知および指令を发出了しました。

それに加えて、本日5月8日に、人事院規則9-129等が改正され、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例も廃止されました。

また、今後、新型コロナウイルスの変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなり、再び同様の手当が必要となった際に、人事院規則9-129第8条(改正後は第7条)の規定を適用できるよう、所要の改正が行われ、公布、施行されました。

これらを受けて、総務省は地方公共団体に対し、『改正内容及びその趣旨を踏まえ、適切に対応するよう』として、通知を发出予定です。

しかし、「5類」への移行後も、外来および入院の診療体制、介護体制の中で、これまでと同様に感染対策が継続されるなど、患者および被介護者等への通常と異なる勤務対応が継続する場合には、引き続き特殊勤務手当の支給の継続を求めする必要があります。

各単組におかれましては、まずは外来および入院の診療体制、介護体制がどのように変更するのかを労使で確認し、従前と同様の対応が必要な場合には、手当の継続にむけた交渉・協議を進めていただくようお願いいたします。

取り組み指標については、自治労情報2023第0079号をご確認ください。

添付ファイル :

(令和5年職職-133)「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」等の廃止について(通知).pdf

(参考1)廃止する通知.pdf

(参考2)新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について(R5.4.21閣人々322).pdf

人事院規則9-129-6.pdf

令和5年人事院公示第16号.pdf

給実甲第1316号.pdf